

高次脳機能障害者支援センター指定要件 適合状況確認票

精神保健福祉審議会	資料2-3
障害福祉課	

申請機関	社会福祉法人グロー
------	-----------

指定要件	指定希望	適・否	左記の理由	根拠資料	備考
	○有				
①相談支援及び情報提供等（法第19条1項1号関係）					
高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。	○	適	相談支援件数は年間3,000件を超える相談支援を実施しており、相談機関としての基盤が確立している。	・指定要件確認表 P1	
②専門的な支援等（法第19条1項2号、4号関係）					
・高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。	○	適	相談員は有資格者のあるコーディネーターで構成されており、当事者および家族の相談対応ができています。また、必要時は専門チーム会議および専門チームアウトリーチを活用し、対応できる体制が整っている。	・指定要件確認表 P1,2 ・事業計画書2,3	
・高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。	○	適	各分野の関係機関と定期的な連携会議を開催しており、高次脳機能障害者に係る支援体制を構築している。また、各圏域ネットワーク会議の中で、全県下を網羅している幅広い知見等から後方支援としての役割を果たしている。	・指定要件確認表 P1,2 ・事業計画書5	
③研修の実施等（法第19条1項3号関係）					
医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。	○	適	従前から、滋賀県高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修、実践研修）をはじめとする各種研修や情報提供等を実施している。	・指定要件確認表 P2 ・事業計画書8	
④普及・啓発及び全国会議への参加等（法第19条1項5号関係）					
前各号に掲げる業務に附帯する業務	○	適	各分野の関係職員及び地域住民を対象とした高次脳機能障害に関する啓発資料の作成・配布、啓発講演会の実施（年12回程度）等により、社会全体における高次脳機能障害の理解促進に努めている。また、全国高次脳機能障害連絡会議等への参加を通じ、他府県等との情報交換及び支援方法の共有を進め、支援の質向上と地域への還元に活かしている。	・指定要件確認表 P3	

確認結果	高次脳機能障害者支援センターの業務（高次脳機能障害者支援法第19条第1項各号）の全てを適正かつ確実に実施できる機関と認める。
意見等	特になし